



三重県では、平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいます。

第8回みえの森フォトコンテスト小学生以下の部 優秀作品「アーティストックスイミングツリー」

みえ森と緑の県民税のしくみ		
	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷などを有する個人（個人の県民税均等割の納税義務者）	三重県内に事務所などを有する法人など（法人の県民税均等割の納税義務者）
納める額	年額 1,000円	年額 2,000円～80,000円（県民税均等割額の10%相当額）
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業成果などについて評価検証を行うとともに、結果は県民のみな様に公表します。	

みえ森と緑の県民税の問い合わせ先	
税の使いみちに関すること	税のしくみに関すること
農林水産部みどり共生推進課 ☎059-224-2513 e-mail: midori@pref.mie.lg.jp <small>・右のQRコードから県ホームページにアクセスできます。</small>	総務部税収確保課 ☎059-224-2128 e-mail: zeimu@pref.mie.lg.jp <small>・右のQRコードから県ホームページにアクセスできます。</small>

「みえ森と緑の県民税」を活用して、2つの基本方針に沿って5つの対策を行っています。

- 基本方針1：災害に強い森林づくり**
- 対策区分1：土砂や流木による被害を出さない森林づくり
- 対策区分2：暮らしに身近な森林づくり
- 基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり**
- 対策区分3：森を育む人づくり
- 対策区分4：森と人をつなぐ学びの場づくり
- 対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり